

◎新潟県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和4年3月1日

新潟県知事 花角 英世

氏名	名称	所在地	指定年月日
遠藤 翔太（柔道整復）	けやき整骨院	長岡市喜多町1000-1 喜多町プラザ1F	令和3年11月22日
早川 雅成（あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう、柔道整復）	宏友会接骨院	三条市三竹2-10-20	令和4年1月20日